

東三河広域連合居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の事務取扱について

令和4年2月1日

【概要】

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」第13条第18号の3が施行されたことに伴い、同条の規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成（新規・更新）又は変更（軽微な変更を除く）した居宅介護サービス計画（ケアプラン）のうち、介護保険者が指定したものを介護保険者に届け出ることが必要となりました。本件についての事務取扱方法は以下のとおりです。

【対象となる居宅介護支援事業所】

以下の要件に当てはまる居宅介護支援事業所が対象となります。

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

【検証方法】

上記要件に当てはまった居宅介護支援事業所に対し、東三河広域連合よりケアプラン届け出の依頼を行います。この依頼を受けた居宅介護支援事業所は、指定されたケアプランについて妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載して、指定された期日までに東三河広域連合又は構成市町村介護窓口あてに届け出てください（郵送も可）。

届け出のあったケアプランについては、東三河広域連合が改善の必要性について検証し、必要に応じてヒアリングを行うほか、東三河広域連合職員及び担当ケアマネジャー同席の上、当該地域を担当する地域包括支援センター職員、関係するリハビリ職や保健師等を含めた他職種協働による検証会議を行う場合があります。

検証結果については「検証結果通知書」により当該居宅支援事業所の管理者あてに通知し、改善が必要な場合は改善状況報告書の提出を求めます。

【提出書類】

- (1)利用者基本情報及びアセスメント表
- (2)居宅サービス計画第1表から第7表
- (3)その他介護保険者の指定する文書

【参考】

- ・介護保険最新情報 Vol. 1006
- ・介護保険最新情報 Vol. 1009

【連絡先】

東三河広域連合 介護保険課
給付グループ TEL0532-26-8469